

鹿教学第372号  
平成30年12月27日

各県立学校長

学校施設課長

## 行政財産の使用許可手続の徹底等について（通知）

行政財産の第三者による目的外使用については、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができ、鹿児島県公有財産管理規則第28条の規定に基づき行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受ける必要がありますが、法定点検等の際、無許可の工作物等が散見されるところであり、今般、無許可の工作物が台風の影響で破損・飛散し、民間施設に被害を与えるという事象も発生しました。

ついては、下記のとおり、使用許可手続の徹底を図り、建築物等を設置する場合は適法な建築物等であるかを確認することとしますので、今後の事務処理を適切に行ってください。

また、工作物を含む建築物（以下「建築物等」という。）の設置については、建築基準法に基づく建築確認等が必要となる場合があります、法令違反が生じないように設置者等が適正に手続を行う必要があります。

なお、使用許可後においても、設置、管理の瑕疵（通常有すべき安全性を欠いていること）により、使用者等へ損害を生じさせることがないように設置者等へ適宜指導してください。

## 記

## 1 使用許可手続の徹底

- (1) 使用許可を受けずに第三者が建築物等を設置することは認められないこと。
- (2) 使用許可を受けずに設置等されているものがある場合は、基本的に撤去等となること。

なお、撤去等により学校運営上の支障がある場合は、速やかに使用許可の手続を行なうこと。この場合、下記2についても適用するものであること。

## 2 建築基準法に基づく建築確認及び工事完了検査等

- (1) 建築物等については、建築基準法（以下「法」という。）に基づく建築確認（法第6条第1項）が必要なものがあることから、設置者等から建築確認を行う関係機関等へ確認させること。
- (2) 使用許可を行う場合は、行政財産使用許可申請書に確認済証の写しを添付することとし、建築物等の工事完了後は、工事完了検査（法第7条第1項）による検査済証の写しを提出させること。

なお、建築確認が不要である場合でも、同申請書の「7 その他参考事項」として建築確認が不要となる理由を記載させること

- (3) 現在、使用許可を受けているものについても、別紙様式により平成31年2月15日（金）までに報告すること。  
建築確認が必要なものは検査済証の写しを提出させ、別添様式と併せて本課へ提出すること。（検査済証を紛失している場合は、建築確認を行った関係機関等で「記載事項証明書」を発行してもらい、提出させること。）

## 3 留意事項

- (1) 使用許可ができるのは、原則「行政財産の目的外使用許可及び普通財産の貸付等の処理方針」（昭和43年3月15日付け総務部長通知）の2に該当するものであるが、簡易なものであっても、建築物や固定的に占有する工作物は使用許可が必要であること。
- (2) 建築確認が不要なものであっても、建築物を建築する場合の届出（法第15条）が必要な場合があるので、設置者等から建築確認を行う関係機関等へ確認させること。

## 【問合せ先】

使用許可に関すること  
企画助成係：099-286-5234  
建築確認に関すること  
県立学校施設係：099-286-5238